

推進方向5

確かな学力の育成

個に応じた学びを保障するとともに、教員の授業力を磨き、知的好奇心の高揚を図る授業づくりを進め、児童生徒の学力の向上に努めます。

◇ 対象施策 ◇

義務教育における学びのつながりを明確にし、生徒指導の3機能（自己存在感をもたせる・自己決定の場を与える・共感的な人間関係を育てる）を生かした授業づくりに取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 授業力を磨き、学力を高めるための工夫・改善

学力向上プラン等を有効に活用し、義務教育9年間の学びのつながりを明確にした、協働的な実践を行います。

教科等の本質を踏まえ、児童生徒の知的好奇心の高揚を図る授業づくりに努めるとともに、教職員一人ひとりが授業の評価を行い、授業改善に努めます。さらに、個に応じた指導を充実することにより、基礎基本の定着と活用する力、学ぶ意欲等の育成を図ります。

◎ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり

《自己存在感をもたせる》

一人ひとりが学ぶ楽しさや達成感を得られるように、必然性のある課題を設定するとともに、児童生徒の言動が軸となって展開する授業を構成します。

《自己決定の場を与える》

見通しをもち自ら解決する方法を見出したり、学習を深めたりできるように、自らの考えをもった上で、互いの見方や考え方、解決方法等を比較検討できる学習形態や学習方法を取り入れます。

《共感的な人間関係を育てる》

認め合い、学び合うことができるように、2人組やグループ等での意見交換の場を効果的に設定するとともに、学習のルールや学ぶ姿勢を積極的に評価します。

◇ 対象施策 ◇

特別支援教育の視点に立ち、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた学びを保障します。

◆ **重点事業** ◆

◎ **一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実**

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の自己存在感を高めることができるよう、「わかる」「できる」授業づくりと共感的な人間関係づくりに努めます。

通級指導教室担当者や地域コーディネーター等との連携のもと、児童生徒一人ひとりの実態や発達段階に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することにより、適切な指導及び必要な支援に努めます。

◎ **適切な就学につなぐ一貫した教育相談・支援の推進**

関係機関等との連携のもと、一貫した教育相談体制の整備を進めるとともに、児童生徒や保護者の願いを大切にした就学相談を行うことなどにより、周南市教育支援委員会による適切かつ公正な審議とその後の一貫した支援につなげます。

校内の教育支援委員会等で、年次ごとの育ちと課題を明確にし、全教職員による効果的かつ一貫した教育相談・支援に努めます。

◎ **共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築**

障害のあるなしにかかわらず、できるかぎり共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を用意することで、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組を整備します。

障害のある児童生徒がそれぞれのニーズに応じた教育を受けられるよう、合理的配慮の決定や提供及び基礎的環境整備の充実に努めます。

◎ **きめ細かな支援体制**

生活指導員や介助員を配置して、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

◇ **対象施策** ◇

不登校及び不登校傾向にある児童生徒を教育支援センター（旧適応指導教室）において、適切に指導・支援することを通して、不登校状態の改善を図ります。

◆ **重点事業** ◆

◎ **相談活動の充実**

不登校児童生徒の学校復帰をめざして、臨床心理士やスクールソーシャルワーカーと連携した相談活動の充実を図ります。

◎ **新しい教育支援センターの設置**

通所の利便性にも配慮した新しい教育支援センターにおいて、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の学力保障、児童生徒や保護者との相談活動の充実、体験活動の充実を図ります。

◇ 対象施策 ◇

タブレット型情報端末を活用した授業づくりのための教職員研修を充実し、児童生徒の豊かな学びを保障します。

◆ 重点事業 ◆

◎ タブレット型情報端末の活用

普通教室等に無線LAN環境を整え、タブレット型情報端末や大型提示装置等を活用して双方向での学習活動を行うなど、他者とかかわる場を設定し、言語活動を充実することで、思考力・判断力・表現力を育成します。

◎ 授業公開や研修会の実施

タブレット型情報端末を活用した授業づくりの研究を進めるとともに、積極的に授業公開や専門家を招聘した研修会を開催するなど、教職員の資質向上を図ります。

◇ 対象施策 ◇

高等教育機関や地元企業等との連携により、専門的な知識や技能を有する地域資源や地域人材を積極的に活用します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域人材の活用

コミュニティ・スクールを活用し、地域の匠の技をもった住民を学校へ招くなど、児童生徒の興味関心を高める授業づくりに努めます。

◎ 地元の高等教育機関・企業等との連携

地元の高等学校、工業高等専門学校や大学の高等教育機関、地元企業等の技術者を招聘し、専門的な学びの機会を提供します。

◇ 対象施策 ◇

コンビナート企業や水素学習室などを活用した地元の産業を知る機会を拡充します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域人材や地域素材を生かした学習の推進

本市の特色の一つである水素学習室やコンビナート企業等の見学機会を拡充するため、バスの借上料の一部を市が支援するなど、地域人材や地域素材を生かした学習を推進することにより、「ふるさと周南」を愛する心を育てます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値	目標値
発達障害※ ⁶ 等のある児童生徒が在籍している市立小・中学校の個別の教育支援計画の作成率	84.8% (平成27年8月)	100.0% (平成31年度)
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	9.4人 (平成27年度)	5.0人以下 (平成31年度)
授業でICTを活用して指導することができる教員の割合	82.0% (平成27年度)	100.0% (平成31年度)
授業における地域人材活用総数	5,600人 (平成27年度)	7,000人 (平成31年度)
市内の職場見学実施率	小学校 70.4% 中学校 100.0% (平成27年度)	小学校 90.0% 中学校 100.0% (平成31年度)
高等教育機関や地元企業、事業所等から講師や指導者を招聘した学校の割合	74.4% (平成27年度)	80.0% (平成31年度)

※6「発達障害」とは・・・

発達障害者支援法第2条において、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。